

# 平成28年度地域包括支援センター年度計画標準項目

## 1 組織運営体制

- (1) 事業年度計画を明確にして職員に共有すること
- (2) 職員の適切な業務分担を行うこと
- (3) 職員の資質向上のための取組を行うこと
- (4) 圏域の支所との連携を図ること
- (5) 個人情報保護に対する取組を適切に行うこと

## 2 総合相談支援業務

- (1) 個別ケースの対応を適切に行うこと
- (2) 相談内容および関係資料を適切に記録・保管すること
- (3) 苦情対応に適切に取組むこと

## 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務

- (1) 介護支援専門員のネットワーク構築を支援すること
- (2) 介護支援専門員の資質の向上に取組むこと
- (3) 圏域の介護支援専門員に対し、適切な支援を行うこと

## 4 権利擁護業務

- (1) 成年後見制度活用に向けた取組を行うこと
- (2) 高齢者虐待防止に向けた取組を適切に行うこと
- (3) 消費者被害防止に向けた取組を適切に行うこと

## 5 在宅医療・介護連携の推進

- (1) 圏域における医療機関・介護サービス資源を把握すること
- (2) 在宅医療・介護連携システムを構築すること

## 6 認知症施策の推進

- (1) 認知症物忘れ相談事業を適切に行うこと

## 7 地域ケア会議の推進

- (1) 地域ケア個別会議の開催を適切に支援すること
- (2) 効果的に地域ケア圏域会議を開催すること



(組織運営体制)

事業年度計画の明確化と職員への共有

職員の適切な業務分担

職員の資質向上のための取組

圏域の支所との連携

個人情報保護に対する適切な取組

(総合相談支援業務)

個別ケースへの適切な対応

相談内容および関係資料の適切な記録・保管

苦情対応への適切な取組

(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務)

介護支援専門員のネットワーク構築の支援

介護支援専門員の資質向上への取組

圏域の介護支援専門員に対する適切な支援

(権利擁護業務)

成年後見制度活用に向けた取組

高齢者虐待防止に向けた適切な取組

消費者被害防止に向けた適切な取組

(在宅医療・介護連携の推進)

圏域における医療機関・介護サービス資源の把握

在宅医療・介護連携システムの構築

(認知症施策の推進)

認知症施策の推進

(地域ケア会議の推進)

地域ケア個別会議開催の適切な支援

効果的な地域ケア圏域会議の開催

# 平成28年度地域包括支援センター年度計画標準項目

## 1 組織運営体制

### (1) 事業年度計画を明確にして職員に共有すること

- ・事業計画策定に関し、センター内部での合意形成を行っているか。
- ・事業計画は、職員の業務負担等を鑑み、実現可能な内容となっているか。
- ・事業計画のスケジュールおよび内容が具体的に定められているか。
- ・事業計画が職員に共有されているか。

### (2) 職員の適切な業務分担を行うこと

- ・職員の業務分担が適切に行われ、一部の職員に負荷がかかっていないか。

### (3) 職員の資質向上のための取組を行うこと

- ・職員の資質向上のための取組が十分に行われているか。
- ・研修等の内容を職場内で共有する仕組みがあり、実践されているか。

### (4) 圏域の支所との連携を図ること

- ・本所、支所間の情報伝達が正確かつタイムリーに行われているか。
- ・個別ケースに関する相談支援が適切に行われているか。
- ・困難なケースについて、支所と協働して対応を行っているか。

### (5) 個人情報保護に対する取組を適切に行うこと

- ・個人情報に関するルールが整備されているか。
- ・個人情報保護に関する職員への教育等が行われているか。
- ・ルール上作成することとされている帳票類が確認できるか。
- ・個人情報保護の取組が実施されているかチェックする機会があるか。

## 2 総合相談支援業務

### (1) 個別ケースの対応を適切に行うこと

- ・個別ケース毎に主担当を明確にしているか。
- ・個別ケースに関する職員間のミーティングを定期的に行っているか。
- ・必要に応じて3職種が協働して相談、訪問を行うなどチームアプローチを十分に行っている。
- ・継続的な支援が必要な場合、支援方針を明確にしているか。

### (2) 相談内容および関係資料を適切に記録・保管すること

- ・相談等を受付た場合、翌営業日には地域包括システムの相談記録に入力されているか。
- ・記録資料の保管が適切に行われ、担当職員ではなくても参照できるようになっているか。

### (3) 苦情対応に適切に取り組むこと

- ・センター自身に対して寄せられた苦情等に対するルールがあるか。
- ・ルールに基づき苦情等の対応がされているか。
- ・苦情等の再発防止に向けた取組がされているか。

### 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務

#### (1) 介護支援専門員のネットワーク構築を支援すること

- ・圏域の主任介護支援専門員および介護支援専門員の連絡会または事例検討会を年6回以上開催しているか。

#### (2) 介護支援専門員の資質の向上に取り組むこと

- ・圏域の介護支援専門員に対する研修等を適切に行っているか。

#### (3) 圏域の介護支援専門員に対し、適切な支援を行うこと

- ・圏域の介護支援専門員に対し、適切な相談対応を行っている。
- ・介護支援専門員の同行訪問、サービス担当者会議の支援を行っているか。
- ・自立に向けたケアプランになっているかチェックできている。

### 4 権利擁護業務

#### (1) 成年後見制度活用に向けた取組を行うこと

- ・多角的な視点から高齢者の判断能力や生活状況等を把握し、成年後見制度を利用する必要を判断しているか。

#### (2) 高齢者虐待防止に向けた取組を適切に行うこと

- ・相談、通報から48時間以内に事実確認として本人の状況把握を行っている。
- ・虐待の認定がされたケースについて、モニタリングを行っているか。
- ・高齢者虐待防止に向けた啓発活動を行っているか。

#### (3) 消費者被害防止に向けた取組を適切に行うこと

- ・消費者被害の連絡を受けた場合、関係機関(警察、消費生活センター等)と連携し、対応しているか。
- ・消費生活センターと定期的に情報交換を行っているか。
- ・消費者被害防止を目的として、関係機関(支所、ケアマネ、訪問介護事業者、民生委員など)への情報提供を行っているか。

### 5 在宅医療・介護連携の推進

#### (1) 圏域における医療機関・介護サービス資源を把握すること

- ・医療機関、介護サービス資源の最新情報をリスト化しているか。
- ・リストを支所と共有しているか。

#### (2) 在宅医療・介護連携システムを構築すること

- ・「在宅医療と介護の相談窓口」を関係機関に周知しているか。
- ・医療機関・介護サービス事業者を対象に在宅医療・介護連携に関する研修等を開催している。

### 6 認知症施策の推進

#### (1) 認知症物忘れ相談事業を適切に行うこと

- ・認知症物忘れ相談を年12回行っているか。

・認知症物忘れ相談からその後ケアにつなげたケースがあるか。

## 7 地域ケア会議の推進

(1) 地域ケア個別会議の開催を適切に支援すること

- ・支所の要請に基づき、地域ケア個別会議の準備支援を行っているか。
- ・圏域の支所の地域ケア個別会議に参加をしているか。

(2) 効果的に地域ケア圏域会議を開催すること



:

2

1

1



## 平成29年度 練馬地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

1	事業年度計画の明確化と職員への共有
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)  地域包括支援センターは、各業務の内容および実施スケジュールの明確化を図る必要があることから、センターの目的や業務内容に沿った年度ごとの事業計画を策定している。計画内容の検討にあたっては、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を中心に、内容およびスケジュールの確認を行うとともに、全ての職員が事業計画の策定に参画している。</p> <p>また、センター本所・支所における事業計画の情報共有を図るため、毎月開催しているセンター本所・支所連絡会等を活用し、センター支所職員への計画内容の周知ならびに事業進捗状況等の情報共有を図っている。</p> <p>(課題)  センター事業の年度計画を着実に実施するためには、センターの全ての職員が各事業の進捗状況について定期的に情報を共有する必要がある。あわせて、PDCAサイクルに基づき各事業の進捗状況を定期的に把握し、業務の実施状況の適切な評価をすることが求められている。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 事業計画の策定  保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を中心に、事業内容およびスケジュールの検討を行うとともに、全ての職員による内容確認を実施する。</p> <p>イ 事業計画の共有  本所・支所連絡会等を活用して、事業計画の内容および事業の進捗状況について、情報の共有化を図る。</p> <p>ウ 進捗状況の確認  事業計画の進捗状況について、定期的(半期ごと)に把握するとともに、各事業の進捗状況の評価を行う。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 事業計画の策定  4月～5月 3職種を中心に内容を検討し、年間計画を策定する。</p> <p>イ 事業計画の共有  4月～5月 本所・支所連絡会等を活用して、事業計画の内容についてセンター内での情報共有を図る。</p> <p>ウ 進捗状況の確認  9月 上半期の計画進捗状況の評価を実施する。  3月 下半期の計画進捗状況の評価を実施する。</p>

# 平成29年度 練馬地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

2	職員の適切な業務分担
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)            地域包括支援センターでは、総合相談支援業務や権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のほかに、介護予防ケアマネジメント、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議の開催など、様々な業務を担当している。            高齢者人口の増加に伴い相談件数の増加や事例の多問題化に対し、センターでは、各業務を着実に遂行するため、センター内の業務分担表を作成し、担当者の明確化を図っている。業務分担にあたっては、専門職(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、理学療法士)を中心に、各業務の内容を確認しながら、適切な分担および人員配置に努めている。</p> <p>(課題)            一部の業務(高齢者虐待対応、認知症相談等)については、相談件数の増加等により負担が大きくなっている現状が確認されている。職員に過大な負担が認められる場合には、適宜、業務分担の見直しを実施するなどにより、その改善を図る必要がある。あわせて、3職種を中心としたチームアプローチによる、適切な支援体制の構築が必要である。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 適切な業務分担の実施            業務分担により、担当者の明確化を図るとともに、専門職を中心としたチームアプローチにより、専門性を活かした適正な支援体制を構築する。</p> <p>イ 業務分担の整理・見直し            業務負担の偏りが認められた場合は、各業務量を精査のうえ、センター内ミーティング等を通じて業務分担の見直しを行う。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 適切な業務分担の実施            4月 年度ごとの業務分担表に基づき業務開始            3月 翌年度の業務分担について、センター内の合議により決定する。</p> <p>イ 業務分担の整理・見直し            随時 業務負担に偏りが確認された場合に、各業務量を精査の上、必要に応じて分担の見直しを行う。</p>

# 平成29年度 練馬地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

3	職員の資質向上のための取組
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)            地域包括支援センターでは、総合相談支援業務や権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のほかに、介護予防ケアマネジメント、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議の開催など、様々な業務を担当している。一部の業務については高い専門性が求められており、3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)を中心としたチームアプローチで適切に対応するためには、職員の資質向上に向けた取組みが重要となっている。            取組としては、職員の各種研修への参加や、センター内で実施される会議およびOJT等を通じて、職員の育成およびセンターの体制強化に努めている。</p> <p>(課題)            地域包括支援センターの職員として資質向上を図るには、専門性の高い外部研修等への出席機会の確保や専門職種ごとの定期的な会議開催、実際の事例に基づくOJTを通じた職員育成の充実等が必要である。あわせて、職員の職業倫理や法令順守の徹底を図るため、個人情報保護等コンプライアンス徹底に向けた定期的な研修受講も重要となっている。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 職員の資質向上のための取り組み            各職員が、職能上必要とされる研修等を受講するとともに、各専門職の会議等や実際の業務における事例検討を通じて、職員の資質向上を図る。</p> <p>イ コンプライアンスの徹底            個人情報保護、高齢者虐待防止等をはじめとする各種研修を全センターの職員が受講することにより、職業倫理、法令順守について定期的に確認し、コンプライアンスの徹底を図る。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 職員の資質向上のための取り組み            随時 外部の専門研修等をはじめ、職能に応じた研修の受講            毎月 保健師会、社会福祉士会、主任ケアマネ会等の開催            通年 実際の高齢者支援における関係者間の事例検討の実施</p> <p>イ コンプライアンスの徹底            年2回 センター内で個人情報保護研修、コンプライアンス研修を実施(9月、3月)            年2回 本所・支所連絡会で個人情報保護・コンプライアンス研修を実施(9月、3月)</p>

# 平成29年度 練馬地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

4	圏域の支所との連携
(1) 現状と課題	
<p>(現状) ひとり暮らし高齢者や要支援高齢者の見守り訪問や認知症高齢者の権利擁護など、地域包括支援センターでは本所と支所が連携して、高齢者の心身の保持および生活の安定に必要な支援を行っている。また、包括的継続的ケアマネジメント業務の一環として地域ケア会議を開催し、地のネットワーク構築および地域課題の解決を図るため、本所と支所が連携して地域づくりに取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、対応件数の増加に伴う業務繁忙な中で、本所・支所間の情報伝達や連携がタイムリーに行われていない状況も確認されており、本所・支所間のさらなる連携強化が求められている。</p> <p>(課題) 本所・支所の連携としては、権利擁護などの対応事例において緊密な連携を図るとともに、毎月開催される本所・支所連絡会や専門職ごとの会議を活用し、情報の共有ならびに各種課題解決へ向けた連携の充実が必要である。</p> <p>特に、困難事例等の個別ケースについては、専門職を中心に本所・支所の連携による対応が不可欠であり、あわせて支所からの相談に対する本所の支援や協力体制が必要である。</p> <p>また、本所・支所の協働による地域ケア個別会議、地域ケア圏域会議の開催を通じて、地域ごとの事例の検討や地域課題等の解決に取り組むことにより、更なる連携の強化が求められている。</p>	
(2) 取組み事項	
<p>ア 本所・支所間の定期的な連絡会等の開催 定期的で開催する本所・支所連絡会や高齢者虐待コア・メンバー会議、地域ケア個別会議準備会等により、本所・支所の合議による情報提供や事例検討を行うことで、連携の強化および情報共有の徹底を図る。</p> <p>イ 関係者会議の開催 困難事例等の個別ケースに適切に対応するため、本所・支所職員および関係機関によるケース検討会議等を行い、関係者間の連携と情報共有を図る。</p>	
(3) スケジュール	
<p>ア 本所・支所間の定期的な連絡会等の開催 毎月 本所・支所連絡会 月3回 高齢者虐待コア・メンバー会議(事例に応じて担当支所が出席) 随時 地域ケア個別会議(各支所年2回)、地域ケア圏域会議(本所年2回)</p> <p>イ 関係者会議の開催 随時 困難事例等の個別ケースに対応するための関係者会議を開催</p>	

# 平成29年度 練馬地域包括支援センター事業計画

(組織運営体制)

5	個人情報保護に対する適切な取組
(1) 現状と課題	
<p>(現状)          地域包括支援センターの職員は、高齢者の心身の状況や経済的状況、家族の状況等、生活に関わる幅広い個人情報を知り得る立場にあるため、個人情報保護対策には万全を期すことが求められている。          そのため、センターでは、個人情報保護に関する規定を整備するとともに、全職員を対象とした情報セキュリティ、個人情報の取扱い、コンプライアンス等に関する研修を定期的に行い、個人情報保護の徹底を図っている。</p> <p>(課題)          業務上数多くの個人情報を取り扱う中で、職員は常に個人情報に係る事故等のリスクがあることを念頭に置きながら、細心の注意のもと業務を遂行する必要がある。          また、センターは個人情報保護の取組みが適切に実施されているか、センター自らが確認(記録)し、その取組み状況を常にチェックするとともに、あわせて、個人情報保護に関する職員教育の充実を図ることが必要である。</p>	
(2) 取組み事項	
<p>ア 個人情報保護に関する情報共有          個人情報の取扱いに関する規定やコンプライアンス資料を整備するとともに、センター内の各種会議や研修等の実施を通じて、各職員への周知を行う。</p> <p>イ 研修の実施          個人情報保護に関する研修をセンター内で年2回程度実施するとともに、本所・支所連絡会においても研修を実施することで、全ての職員に対し研修を実施する。</p> <p>ウ 個人情報の適切な管理          個人情報を含む書類の保管等については、施錠可能なキャビネットにて適切に管理するとともに、個人情報を含む書類の受払を行う場合には、受払簿等の作成により記録を残すなど、個人情報の管理を徹底する。</p>	
(3) スケジュール	
<p>ア 個人情報保護に関する情報共有          4月 個人情報保護に関する規定類について、センター職員への周知を行う。          随時 本所・支所連絡会等を通じて個人情報保護の徹底について周知する。</p> <p>イ 研修の実施          年2回 センター内で個人情報保護研修を実施(9月、3月)          年2回 本所・支所連絡会で個人情報保護研修を実施(9月、3月)</p> <p>ウ 個人情報の適切な管理          通年 施錠可能なキャビネットによる個人情報を含む重要書類の保管を徹底する。          受払簿の記録作成による個人情報を含む書類の管理を徹底する。</p>	

# 平成29年度 練馬地域包括支援センター事業計画

(総合相談支援業務)

6	個別ケースへの適切な対応
(1) 現状と課題	
<p>(現状)          総合相談や権利擁護業務等を通じ、センターには様々な個別事例への対応が求められている。また、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続することができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の利用につなげている。</p> <p>個別ケースへの対応にあたっては、業務分担に基づく担当職員と、その職員を中心に3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)が連携し、チームアプローチによる包括的な対応を行うことで、適切な支援に結びつけるよう努めている。</p> <p>(課題)          日々状況が変化する個別ケース対し的確に対応するためには、事例検討に係るセンター内のミーティングを随時行うなど、常に最新の情報をチームで共有する必要がある。また、継続的な支援が必要なケースについても、その支援方針の明確化と共有化を図ることが重要となっている。</p> <p>高齢者人口の増加に伴う相談件数の増加により、個別対応が求められるケースについても増加が見込まれることから、常に適切な対応がとれる体制の構築も必要である。</p>	
(2) 取組み事項	
<p>ア 支援方針の決定とチームアプローチの実施          3職種を中心としたチームアプローチの実践により、要支援者への詳細なアセスメントを実施するとともに、アセスメント結果に基づいた支援方針の決定を行う。</p> <p>イ ケース対応に向けた取組み          個別ケース対応については、必要に応じて事例検討のためのミーティングを行い、3職種を中心としたチームでの情報共有を図る。また、困難性の高い事例や多問題化している事例に対しては、必要に応じて、本所・支所および関係機関(社会福祉協議会、警察署等)との連携によるアプローチにも取り組む。</p>	
(3) スケジュール	
<p>ア 支援方針の決定とチームアプローチの実施          随時 3職種を中心としたカンファレンスを実施し支援方針を決定する。          随時 継続対応が必要な事例について、必要に応じ支援方針の確認を行う。</p> <p>イ ケース対応に向けた取組み          毎日 毎朝のミーティングを活用して、個別ケースに関する情報共有を行う。          随時 必要に応じて、関係機関との連携したケース対応を実施する。</p>	

# 平成29年度 練馬地域包括支援センター事業計画

(総合相談支援業務)

7 相談内容および関係資料の適切な記録・保管
(1) 現状と課題
<p>(現状)          地域包括支援センターは、高齢者の介護や医療、福祉に関する地域の身近な相談窓口として、窓口や電話等を通じて区民の様々な相談に対応している。相談内容は、介護サービスの利用に関するものから、高齢者虐待、成年後見制度利用の検討など多岐に渡り、必要に応じて電算システムに相談履歴や対応経過を入力するなど、対応状況の適切な記録に努めている。</p> <p>個別ケース等に迅速かつ正確に対応するためには、個々の相談記録や対応経過が常に最新の状態で記録、保存され、共通の記録様式や電算システムの活用により、どの職員でも、常に必要な情報を一覧することができる環境を整えている。また、介護予防サービス計画書やサービス利用契約書等の紙媒体については、施錠可能な専用のキャビネットに保管するなど、適切な資料の保管を行っている。</p> <p>(課題)          区内各センターの共通基盤である電算システム等を活用して、相談内容や支援経過等の速やかな記録作成が求められているが、相談件数の増加に伴い、システムへの入力が遅れてしまう状況が確認されており、このような状態を改善するための対応策の検討が急務となっている。あわせて、年々増加している紙媒体資料についても、様式の見直しや事務処理の効率化等により、数的削減に向けた検討が必要である。</p>
(2) 取組み事項
<p>ア 相談記録の管理          各担当者は、個別ケースごとの相談記録や支援経過等について、遅くとも翌営業日までにシステムへの入力作業を完了するとともに、全ての職員が必要な情報を必要な時に確認・閲覧できる体制を整える。</p> <p>イ 紙媒体等記録資料の適切な保管          介護予防サービス計画や利用契約書等の紙媒体等資料については、施錠可能な専用キャビネットに保管するなど適切な管理を行うとともに、増大する資料に対応するため、様式の見直しや事務処理の効率化を図り、数的削減に向けた検討を行う。</p>
(3) スケジュール
<p>ア 相談記録の管理          随時 相談記録等のシステム入力は、遅くとも翌営業日までに完了する。</p> <p>イ 紙媒体等記録資料の適切な保管          10月～12月 介護予防サービス利用契約書等の見直しにあわせて削減等を検討</p>

# 平成29年度 練馬地域包括支援センター事業計画

(総合相談支援業務)

8	苦情対応への適切な取組
(1) 現状と課題	
<p>(現状)            区民からの苦情申立てとしては、地域包括支援センターでの窓口対応や支援内容に関するものや、介護サービス事業者が提供したサービスの内容等に関するものなど、センターでは、利用者およびその家族からの様々な苦情を受け付けている。これら苦情申立てについて、センターでは適切に対応するため、窓口および電話にて申し立て内容を傾聴するとともに、必要な事実確認等を迅速に行っている。また、受け付けた苦情内容については、本所・支所連絡会等の関係者会議を通じてセンター職員間での情報共有を図るとともに、同じような苦情申立てを繰り返さないよう、再発防止に努めている。</p> <p>(課題)            苦情申立てに対しては、その内容について全てのセンター職員が情報を共有するとともに、その再発防止に向けた取組みが不可欠である。そこで、苦情申立て内容に関するセンター内周知の徹底およびコンプライアンス研修等の充実を図るとともに、苦情申し立てに繋がる可能性のあった不適切な事務処理対応などのいわゆる「ヒヤリハット」事例について、センター内で検証を行うなど、苦情の再発防止に向けた取組みが必要である。</p>	
(2) 取組み事項	
<p>ア 規定に沿った適切な対応            苦情対応に関するマニュアル(広聴事務の手引き等)に沿った適切な対応を行うとともに、マニュアルの内容について、定期的にセンター内での再確認を行うことで周知徹底を図る。また、必要に応じ、申し立て内容に関する事実確認や関係機関への情報提供等を行うなど、迅速に対応を図ることとする。</p> <p>イ 苦情再発防止への取組み            本所・支所連絡会や庁内の関係者会議等を通じて、区民から受けた苦情申立て内容について情報共有を行うとともに、必要に応じて改善策等についても検討する。また、定期的な苦情対応に関する研修の実施や、実際のヒヤリハット事例について具体的な改善を検討するなど、再発防止の徹底に取り組む。</p>	
(3) スケジュール	
<p>ア 規定に沿った適切な対応            4月 苦情対応に関するマニュアルのセンター職員への周知を行う。            9月、3月 コンプライアンス研修においてマニュアルの再確認を行う。</p> <p>イ 苦情再発防止への取組み            毎日 係内ミーティングにおいて苦情内容等に関する情報を共有する。            毎月 本所・支所連絡会、介護保険業務連絡会、4センター連絡会にて情報共有            随時 不適切な事務処理等によるヒヤリハット事例について改善を検討する。</p>	

# 平成29年度 練馬地域包括支援センター事業計画

(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務)

## 9 介護支援専門員のネットワーク構築の支援

### (1) 現状と課題

#### (現状)

平成29年4月現在、区内には226か所にのぼる指定居宅介護支援事業所がサービスを提供しており、約600人の介護支援専門員が利用者のケアマネジメントを行っている。これらの事業所数等は、区内でも有数の規模を誇り、区内には多数の介護支援専門員が利用者の自立支援に向けた活動を行っている状況である。

センター本所では、圏域の介護支援専門員のネットワーク構築の強化および資質の向上を目的として、圏域の介護支援専門員を対象とした連絡会「けあまねりま」や「主任ケアマネ連絡会(練馬地域)」を開催し、介護支援専門員の顔の見える関係づくりの支援を行うとともに、連絡会において事例検討や各種研修会等を開催することにより、圏域の介護支援専門員のケアマネジメント力向上を図っている。

#### (課題)

地域包括ケアシステムの推進に向けて、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上が不可欠であることから、さらなるネットワーク構築の強化が求められている。また、ケアマネジメントにおける医療と介護の連携の充実に向けた取組みとして、医療等関係機関とのネットワーク構築のさらなる強化が求められており、医療と介護の連携強化に向けた支援も重要課題となっている。

### (2) 取組み事項

#### ア 地域の介護支援専門員のネットワーク構築支援

圏域の介護支援専門員を対象とした「けあまねりま」を開催し、顔の見える関係を通じて、圏域内のネットワーク構築を支援する。また、「主任ケアマネ連絡会(練馬地域)」やセンター4本所の主任ケアマネ会を通じて、さらなるネットワークの強化に取り組む。

#### イ ケアマネジメントの質を向上への取組み

「けあまねりま」や「主任ケアマネ連絡会」にて各種研修等を行い、グループワークや事例発表等を通じて、ネットワークとの構築とともにケアマネジメント力の向上を図る。

### (3) スケジュール

#### ア 地域の介護支援専門員のネットワーク構築支援

年4回 「けあまねりま」を開催しネットワーク構築を支援(6月、10月、12月、3月)  
 年8回 「主任ケアマネ連絡会」を開催(4月、5月、7月、8月、9月、11月、1月、2月)  
 毎月 4センター本所の主任ケアマネ会を開催

#### イ ケアマネジメントの質を向上への取組み

随時 「けあまねりま」「主任ケアマネ連絡会」にて事例検討や研修会を実施

# 平成29年度 練馬地域包括支援センター事業計画

(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務)

10	圏域の介護支援専門員に対する適切な支援
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)          現在練馬区には約600人の介護支援専門員が活動しており、利用者の自立支援に向けたケアマネジメント業務を行っている。地域包括支援センターでは、包括的継続的ケアマネジメント業務の一環として、区内介護支援専門員へのケアマネジメントに必要な支援を行うとともに、さらなる質の向上を目指して、介護支援専門員を対象とした各種研修を開催し、ケアマネジメントの強化に取り組んでいる。</p> <p>研修としては、質の向上ガイドライン研修、ファシリテーター研修、スーパービジョン研修等を開催し、ケアマネジメントの体制強化を図るとともに、研修を受講した主任介護支援専門員の指導・助言を通じ、圏域内介護支援専門員のネットワークの強化およびケアマネジメントの質の向上を目指している。</p> <p>(課題)          平成26年3月に東京都が作成した「保険者と介護支援専門員が共に行うケアマネジメントの質の向上ガイドライン」について、個々の介護支援専門員により、認知度に差があるなどの状況が確認されている。そのため、ガイドラインの周知および研修の実施により、区内のケアマネジメントのさらなる平準化が求められている。</p> <p>あわせて、介護予防ケアマネジメントについても、ケアプランの点検等を通じて、さらなる平準化に向けた取組みが必要である。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア ケアマネジメント力の向上への取組み          圏域の介護支援専門員のケアマネジメント力の向上を図るため、個別相談への対応として、利用者宅への同行訪問やサービス担当者会議の開催支援等を行うとともに、連絡会、研修の開催等を通じ、ケアマネジメントの質の向上を目指す。</p> <p>イ 練馬区主任介護支援専門員協議会運営          練馬区主任介護支援専門員協議会の運営を支援するとともに、「質の向上ガイドライン研修」、「ファシリテーター研修」、「スーパービジョン研修」等を開催し、ケア目根ジメント力の強化を図る。</p> <p>ウ 介護予防ケアマネジメントの向上          総合事業や介護予防ケアマネジメントに関する事務研究会や介護予防サービス計画の点検等を通じて、介護予防ケアマネジメントの平準化と質の向上を図る。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア ケアマネジメント力の向上への取組み          随時 利用者宅への同行訪問、サービス担当者会議開催支援等を行う。          随時 各種連絡会および研修の開催を通じて支援する。</p> <p>イ 練馬区主任介護支援専門員協議会運営          年4回 質の向上ガイドライン研修、ファシリテーター研修、スーパービジョン研修          年3回 地域同行型アドバイザー養成研修、地域カンファレンス研修          毎月 運営委員会の開催</p> <p>ウ 介護予防ケアマネジメントの向上          毎月 事務研究会への出席により、介護予防ケアマネジメントの平準化を図る。          随時 介護予防サービス計画の点検等を通じて、平準化、質の向上を図る。</p>

# 平成29年度 練馬地域包括支援センター事業計画

(権利擁護業務)

11	成年後見制度活用に向けた取組
(1) 現状と課題	
<p>(現状)</p> <p>成年後見制度は、認知症等により判断能力の不十分な方が、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援すえう制度である。センターでは、高齢者が財産管理や介護サービスの契約締結、遺産分割協議等を行う場合に、成年後見制度を適切に活用することで、安心して生活できるよう、成年後見の申立支援や区長申立等を通じ支援を行っている。</p> <p>成年後見制度の活用に向けた取組みとしては、練馬区社会福祉協議会が主催する成年後見ネットワーク会議等への参加により、関係機関との連携を図るとともに、制度に関する必要な情報の共有を行っている。また、法的なトラブルの解決や日常生活の支援など、個別ケースに応じた対応として、「法テラス」や「地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)」の活用支援等を行っている。</p> <p>(課題)</p> <p>成年後見制度については、制度自体の周知は一定程度進んでいるが、その具体的内容や活用方法等については、依然として理解が進んでいないのが現状である。地域包括支援センターは、地域に潜在する成年後見制度に繋がっていない高齢者の把握を進めるとともに、区民へのさらなる普及啓発を行うことが求められている。</p>	
(2) 取組み事項	
<p>ア 関係機関との連携 練馬区社会福祉協議会が主催する成年後見ネットワーク会議に参加し、関係機関との連携強化を図るとともに、必要な情報の収集および共有を行う。</p> <p>イ 成年後見制度の普及啓発 成年後見制度や権利擁護事業(高齢者虐待防止を含む)の普及啓発への取り組みとして、地域ケア個別会議および地域ケア圏域会議等を活用し、地域住民や介護サービス事業者等関係者への情報発信を積極的に行うなど、さらなる周知について検討する。</p>	
(3) スケジュール	
<p>ア 関係機関との連携 年2回 成年後見ネットワーク会議へ参加し、関係機関との連携を図る。 随時 個別ケースに応じて、社協、法テラス等の関係機関の活用支援を行う。</p> <p>イ 成年後見制度の普及啓発 随時 地域ケア会議等を活用した、成年後見制度や高齢者虐待防止等に関する普及啓発の実施について検討する。</p>	

# 平成29年度 練馬地域包括支援センター事業計画

(権利擁護業務)

<p>12 高齢者虐待防止に向けた適切な取組</p>
<p>(1) 現状と課題</p>
<p>(現状)          高齢者虐待については、急速な少子高齢化の進展に伴い、高齢者を支える家族の単位が小さくなってきたことや、高齢者が介護を受けながら生活する期間の長期化などにより、家庭内の問題が起きやすくなっている状況にあり、高齢者虐待の認知件数についても増加傾向にあることが確認されている。          地域包括支援センターでは、練馬区養護者による高齢者虐待対応に関する実施要綱や練馬区高齢者虐待防止・養護者支援マニュアル等に基づき、3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)を中心としたチームアプローチにより、虐待を受けている高齢者および養護者への支援を実施している。</p> <p>(課題)          高齢者虐待の事例は、いつ、どこで発生するか分からないことから、通報等があった場合に、迅速・的確に対応する体制のさらなる充実が必要である。練馬管内での高齢者虐待の事例発生数については、増加傾向にあるため、チームアプローチを行う体制づくりの強化と迅速な初期対応、事実確認および定期的なモニタリング等の実施が必要である。          また、国より高齢者虐待の防止に向け、高齢者虐待の把握(早期発見)へのさらなる取組みとして区市町村等の通報窓口の周知徹底や介護施設、区職員および地域住民に向けた法制度等に関する普及啓発が求められている。</p>
<p>(2) 取組み事項</p>
<p>ア 虐待初期対応とケース検討会議          対応マニュアルに基づき、通報から48時間以内に事実確認を行うとともに、虐待の有無、緊急性の判断および支援方針の決定を行うケース検討会(コアメンバー会議)を開催する。</p> <p>イ 虐待モニタリングの実施          虐待に基づく対応を開始した後、センター職員による訪問や支援を行っているサービス事業者等に状況報告を求めるなど、定期的な状況確認を行う。</p> <p>ウ 高齢者虐待防止の対応力向上および普及啓発          地域ケア個別会議や地域ケア圏域会議等を活用して、高齢者虐待防止に関する講演や研修等を開催するなど、地域住民等への普及啓発の実施について検討する。</p>
<p>(3) スケジュール</p>
<p>ア 虐待初期対応とケース検討会議          随時 高齢者虐待通報から48時間以内の事実確認等の初期対応を行う。          月3回 定期的にケース検討会を開催する。(緊急案件については、随時開催)</p> <p>イ 虐待モニタリングの実施          随時 個別ケースに応じたモニタリングの実施頻度を設定する。</p> <p>ウ 高齢者虐待防止の対応力向上および普及啓発          毎月 本所・支所連絡会にて虐待対応に関する情報を共有する。          随時 地域ケア会議等を活用した普及啓発について検討する。</p>

# 平成29年度 練馬地域包括支援センター事業計画

(権利擁護業務)

13	消費者被害防止に向けた適切な取組
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)          現在、区内では、高齢者を対象とした悪質商法や不正請求等の消費者被害や特殊詐欺(振り込め詐欺等)が多数発生しており、特にひとり暮らし高齢者を中心に被害が発生している。地域包括支援センターでは、高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、関係機関(警察署、消費生活センター等)への情報提供を行うとともに、関係者との情報共有を図るため、区主催の悪質商法高齢者被害防止ネットワーク連絡会議へ参加するなど、消費者被害防止に向けた取組みを行っている。また、地域ケア会議等を通じて、実際に被害に遭われた個別ケースの検討や消費者被害防止に向けた普及啓発を行っている。</p> <p>(課題)          高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、地域包括支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員、警察署等、地域の関係機関との連携を強化するとともに、地域住民に対する被害防止に向けた普及啓発活動のさらなる充実が必要である。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 関係機関との連携          地域包括支援センターと消費生活センター、警察署および地域住民、介護サービス事業者等との連携により、ひとり暮らし高齢者等の消費者被害の未然防止および拡大防止を図る。</p> <p>イ 定期的な連絡会議への参加          「悪質商法高齢者被害防止ネットワーク連絡会議」への参加により、消費者被害に関する最新の情報を共有するとともに、関係機関との顔の見える関係づくりを進める。</p> <p>ウ 関係機関への情報提供          高齢者の消費者被害を認知した場合、悪質商法高齢者被害防止ネットワークの「情報提供シート」を活用して、消費生活センター等の関係機関への情報提供を行う。また、地域ケア会議等を活用して、地域住民や介護サービス事業者等への情報提供を行う。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 関係機関との連携          随時 関係機関との連携により、消費者被害の防止を図る。</p> <p>イ 定期的な連絡会議への参加          年2回 悪質商法高齢者被害防止ネットワーク連絡会議へ参加する。</p> <p>ウ 関係機関への情報提供          随時 高齢者の被害確認時に情報提供シートを消費生活センターに送信する。          随時 地域ケア会議等を活用して地域への情報提供を行う。</p>

# 平成29年度 練馬地域包括支援センター事業計画

(在宅医療・介護連携の推進)

14	圏域における医療機関・介護サービス資源の把握
(1) 現状と課題	
<p>(現状)            区内では、一般診療所、病院、歯科、薬局等の医療機関や介護保険施設、訪問介護、デイサービス等の介護サービス事業所、NPO等による生活支援サービスなど、多数の関係機関が運営されており、各地域において高齢者に必要なサービスが提供されている。地域包括支援センターでは、圏域の医療、介護、福祉、生活支援等のサービスの把握を進めるとともに、社会資源マップ等の作成を行い、区民への社会資源の情報提供ツールとして活用している。また、地域ケア会議等において、医療関係従事者や介護サービス事業者等の関係者にご参加をいただきながら、さらなる社会資源の発掘やネットワークの構築を進めている。</p> <p>(課題)            圏域における社会資源の把握が十分とは言えないため、地域ケア会議等を活用して、地域住民をはじめ医療、介護、福祉、公共サービス等様々な関係者からの情報収集により、さらなる社会資源の把握を進めていく必要がある。あわせて、把握した社会資源情報を、サービスを必要とする高齢者等に対し、どのように情報を発信し、サービスの利用に繋げていくか、さらなる検討が必要である。</p>	
(2) 取組み事項	
<p>ア 社会資源情報の収集および整理            医療・介護・福祉・生活支援等の社会資源について、常に最新の情報を収集するとともに、サービス、地域等ごとに分類化するなど、相談支援業務において必要な情報を必要な人に的確に提供できるよう体制をつくる。また、地域ケア会議等も活用し、新たな社会資源情報の発掘を進めていく。</p> <p>イ 社会資源リスト・マップ等の作成および管理            圏域内における医療・介護・福祉、生活支援等の社会資源情報をリストやマップ化し、区民への情報提供ツールとして活用する。また、情報については、定期的に情報の更新を行い、常に最新の情報を提供するために必要な管理を行う。</p>	
(3) スケジュール	
<p>ア 社会資源情報の収集および整理            随時 情報収集および相談支援への活用に向けた情報の分類整理を行う。</p> <p>イ 社会資源リスト・マップ等の作成および管理            随時 常に最新の情報を提供できるようリスト等を整備する。</p>	

# 平成29年度 練馬地域包括支援センター事業計画

(在宅医療・介護連携の推進)

15 在宅医療・介護連携システムの構築
(1) 現状と課題
<p>(現状)</p> <p>現在、区では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を進めている。その中で、在宅医療と介護の連携については、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的な在宅医療と介護を提供することが重要とされている。</p> <p>地域包括支援センターでは、「医療と介護の相談窓口」の設置、「医療・介護連携シート」の配布などを通じて、医療と介護のコーディネートを支援するとともに、退院連携推進に向けた意見交換会への参加など、在宅療養の支援に取り組んでいる。</p> <p>(課題)</p> <p>医療と介護のさらなる連携を図るためには、「医療と介護の相談窓口」の体制の強化や、訪問看護事業者等関係機関との連携による在宅療養ネットワークの充実が必要である。また、介護支援専門員への支援を目的とした医療との連携に関する研修会の開催などにより、連携の強化する必要がある。あわせて、地域住民に対し、在宅療養を支える医療、介護サービス等のさらなる普及啓発を行うとともに、利用促進に向けた支援を進めることも重要である。</p>
(2) 取組み事項
<p>ア 区民への周知</p> <p>区民および関係機関に対して、「医療と介護の相談窓口」や「医療・介護連携推進員」、「医療・介護連携シート」についての周知を行うとともに、個別ケース対応や地域ケア会議等を活用して、地域への普及啓発および利用促進を図っていく。</p> <p>イ 関係機関との連携</p> <p>関係機関との連携により、在宅療養推進に向けた地域カンファレンス等の研修会を開催し、医療従事者と介護支援専門員、介護サービス事業者との連携強化を図る。また、地域の介護・医療連携推進会議等に参加し、定期巡回サービス事業者や訪問看護事業者とのさらなる連携を進めていく。</p>
(3) スケジュール
<p>ア 区民への周知</p> <p>6月以降 支所ごとに在宅療養ミニ講演会を開催する。</p> <p>随時 民生委員協議会等で「医療と介護の相談窓口」について周知を行う。</p> <p>随時 個別ケース対応や地域ケア会議を活用し利用を促進する。</p> <p>イ 関係機関との連携</p> <p>年3回 地域カンファレンス事業を実施し、医療と介護の連携強化を図る。</p> <p>年8回 定期巡回サービス事業者の介護・医療連携推進会議へ参加する。</p>

# 平成29年度 練馬地域包括支援センター事業計画

(認知症施策の推進)

16 認知症施策の推進	
<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)            認知症は誰でもかかる可能性のある身近な病気であり、最新の国の研究によると、65歳以上の高齢者の約15%が認知症だといわれている。都内でも認知症の人は38人を超えており、平成37年(2025年)には約60万人に増加すると推計されている。また、65歳未満で発症する若年性認知症の方やMCI(軽度認知障害)への支援も重要となっており、区民への認知症に対する理解の促進が求められている。            地域包括支援センターでは、高齢者が認知症とともに安心して暮らし続けるために、認知症の方(本人)やご家族等の相談を受け、医師による認知症(もの忘れ)相談を行うとともに、認知症地域支援推進員を配置することにより、認知症の早期発見・早期対応に取り組んでいる。また、必要に応じて、認知症の専門医と医療係職員、介護係職員からなる認知症初期集中支援チームによる訪問相談も実施している。</p> <p>(課題)            高齢者人口が急増する中、認知症になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、さらなる早期発見・早期対応の体制づくりが必要である。また、認知症の方が安心して暮らせる地域をつくるため、ひとり暮らし高齢者の見守りや訪問体制の強化が求められている。</p>	
<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 認知症(もの忘れ)相談の実施            もの忘れでお困りの方や家族を対象に、専門医による「認知症(もの忘れ)相談事業」を行う。また、必要に応じて、認知症初期集中支援チームによる訪問相談も行い、早期発見・早期対応を図る。</p> <p>イ 認知症に関する関係機関のネットワーク支援            かかりつけ医、もの忘れ相談医や認知症疾患センター等の医療機関との連携を図りながら、もの忘れでお困りの方を認知症の早期発見・対応につなげる支援を行う。</p> <p>ウ 区民への啓発            認知症地域支援推進員として地域の認知症に関する講演会等に参加し、認知症施策に関する情報提供を行い、区民や介護サービス事業者等への周知を図る。</p>	
<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 認知症(もの忘れ)相談の実施            年9回 認知症(もの忘れ)相談を実施する。            随時 必要時に認知症初期集中支援チームによる訪問相談を実施する。</p> <p>イ 認知症に関する関係機関のネットワーク支援            毎月 認知症地域支援推進員会議の開催し情報共有を図る。            年4回 地域連携型認知症疾患センターとの会議に参加し、連携強化を図る。            随時 処遇困難事例の検討や個別支援を通じて関係機関へ繋げる支援を行う。</p> <p>ウ 区民への啓発            随時 地域の認知症に関する講演会や研修会にて情報提供を行う。</p>	

# 平成29年度 練馬地域包括支援センター事業計画

(地域ケア会議の推進)

17	地域ケア個別会議開催の適切な支援
	<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状)            区では、平成27年度より地域ケア会議を三層構造に再編し、センター支所単位で実施する地域ケア個別会議、センター本所単位で実施する地域ケア圏域会議、区全体で実施する地域ケア推進会議を開催し、地域のネットワーク構築や地域課題の把握・解決など、地域づくりに向けた取組みを行っている。            地域ケア個別会議は、困難事例等の個別ケース検討や関係者間のネットワーク構築を図るとともに、個別課題の解決に向け具体的な検討を行っている。開催にあたっては、センター本所の主任介護支援専門員を中心に、各支所が開催する個別会議のテーマに基づいた検討内容等について、準備会議を開催するとともに、本所職員が個別会議へ参加し、支援方針等への助言を行うなど、地域ケア個別会議の開催支援を行っている。</p> <p>(課題)            認知症高齢者の増加や介護予防(重度化防止)の観点から、地域ケア個別会議への医師やリハビリ職(理学療法士、作業療法士、看護師等)など医療関係従事者の参加を充実させるなど、医療と介護の連携強化が求められている。</p>
	<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 地域ケア個別会議の開催支援            圏域各支所の個別会議開催にあたり、地域課題の抽出や検討内容について助言を行う準備会議および実際の個別会議に本所職員が参加し、必要に応じて助言等の支援</p> <p>イ 地域課題解決に向けた取組みへの支援            地域ケア個別会議の結果について、開催した支所とともに振り返りを行い、抽出された地域課題に対し、解決に向けどのような取組みが必要か検討する。</p>
	<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 地域ケア個別会議の開催支援            通年 圏域の支所(6か所)ごとに、年2回開催する会議の開催支援を行う。</p> <p>イ 地域課題解決に向けた取組みへの支援            通年 会議開催により抽出された地域課題について、支所とともに振り返りを行う。</p>

# 平成29年度 練馬地域包括支援センター事業計画

(地域ケア会議の推進)

18 効果的な地域ケア圏域会議の開催
<p>(1) 現状と課題</p> <p>(現状) 区では、平成27年度より地域ケア会議を三層構造に再編し、センター支所単位で実施する地域ケア個別会議、センター本所単位で実施する地域ケア圏域会議、区全体で実施する地域ケア推進会議を開催し、地域のネットワーク構築や地域課題の把握・解決など、地域づくりに向けた取組みを行っている。 地域ケア圏域会議は、地域課題の把握や圏域内関係者のさらなるネットワーク構築を図るとともに、地域課題解決に向け様々な検討を行っている。開催にあたっては、地域づくり、認知症対策、災害時対応など毎回検討テーマを設定し、センター本所・支所の協働により、圏域内関係者の顔の見える関係づくりを進めるとともに、グループワーク等を通じて抽出された課題解決を図り、区への施策提言に繋げている。</p> <p>(課題) 地域ケア圏域会議では、個別会議で抽出された地域課題についての検討が求められているが、地域課題も多種多様な状況となっており、区への施策提言に繋がる的確なテーマ設定が課題となっている。あわせて、参加者の選定や検討方法など、開催方法についても検討が必要である。</p>
<p>(2) 取組み事項</p> <p>ア 個別会議における課題の集約 各支所の地域ケア個別会議にて抽出された地域課題について集約を行い、地域でどのような事例が課題となっているか把握を進めるとともに、圏域会議での検討テーマを設定する。</p> <p>イ 圏域会議の開催および会議の形態の検討 地域ケア圏域会議を開催し、地域のネットワーク構築、地域課題の把握、課題解決に向けた検討を行う。開催方法については、課題解決に向け必要な関係者への参加を求めるとともに、検討方法についても工夫を凝らすなど、効果的な会議の開催について検討する。</p> <p>ウ 地域ケア推進会議への提言 圏域会議での地域課題に関する検討結果をもとに、今後の区の高齢者施策に関する提言内容について検討し、地域ケア推進会議への提言を行う。</p>
<p>(3) スケジュール</p> <p>ア 個別会議における課題の集約 年2回 圏域の個別会議の検討結果をまとめ、課題を集約する。</p> <p>イ 圏域会議の開催および会議の形態の検討 9月 第1回地域ケア圏域会議の開催および会議内容の検討を行う。 2月 第2回地域ケア圏域会議の開催および会議内容の検討を行う。</p> <p>ウ 地域ケア推進会議への提言 9月 圏域会議の検討結果を踏まえ、地域ケア推進会議への施策提言を行う。 2月 圏域会議の検討結果を踏まえ、地域ケア推進会議への施策提言を行う。</p>